

井原市結婚パスポート事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域、企業、行政が一体となって、新婚夫婦等を応援し、社会全体で結婚等に対する機運の醸成を図ることを目的とする「井原市結婚パスポート事業」(以下「本事業」という。)を実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新婚夫婦等

次のいずれかを満たすもの。

- ア) 井原市に戸籍法第74条及び民法第739条に基づく婚姻届を提出する者。(以下「新婚夫婦」という。)
- イ) 井原市パートナーシップ・ファミリーシップ制度実施要綱(令和5年井原市告示第41号)の規定により、受理証明書等の交付を受けた者。(以下、「パートナーシップカップル」という。)
- ウ) 令和3年7月1日から交付期限までに婚姻(婚姻届出地、住所地は問わない)した者。(以下「既婚夫婦」という。)
- エ) 令和3年7月1日から交付期限までに井原市以外の自治体において、本市パートナーシップ・ファミリーシップ制度と同様の制度で受理証明書等の交付を受けた者。(以下、「市外パートナーシップカップル」という。)

(2) 事業期間 令和5年7月1日から令和8年3月30日

(3) 交付期間 令和5年7月1日から令和6年3月31日

(4) 井原セレブレイトカード

本事業により井原市から新婚夫婦等に1枚配布されるもの(以下「セレブレイトカード」という。)をいう。

(5) 協賛店舗等

本事業に協賛し、セレブレイトカードの使用者に特典を提供する店舗、施設、企業等をいう。

(事業内容)

第3条 本事業は、新婚夫婦等が協賛店舗等において、セレブレイトカードを提示することにより、割引やポイントなどの特典を受けることができる仕組みをつくとともに、サービスの内容について、市、一般社団法人井原青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所(以下「青年会議所」という。)が広く情報発信し、活用促進を図ることにより、新婚夫婦等を応援し、社会全体で結婚等に対する機運を醸成する。

(本事業の実施体制)

第4条 市及び青年会議所は、共同して本事業を行うものとする。

2 市は、本事業の趣旨を市民等に対して広く周知し、事業を円滑に推進するとともに、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) セレブレイトカードの交付に関すること。

(2) その他本事業を推進するために必要な事務を行うこと。

3 青年会議所は、本事業の趣旨を市民等に対して広く周知し、事業を円滑に推進するとともに、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 協賛店舗等の募集、登録に関すること。

(2) その他本事業を推進するために必要な事務を行うこと。

4 協賛店舗等は、新婚夫婦等がセレブレイトカードを提示した場合に、独自に設定したサービスを提供するものとする。

なお、協賛店舗等の応募方法等については、別に定める。

(セレブレイトカードの交付対象者)

第5条 セレブレイトカードの交付対象者は、新婚夫婦等のうち以下の者をいう。

(1) 新婚夫婦で、交付期限までに本市にて婚姻届を受理された者。

(2) 既婚夫婦又は市外パートナーシップカップルで、交付期限までに本市市民課窓口にて本人確認書類及び戸籍謄本等の提示により、対象となることを証明した者。

(3) パートナーシップカップルで、交付期間までに本市市民活動推進課窓口にてパートナーシップの届出を受理され、本市市民課窓口にて本人確認書類及び受理証明書等の提示により、対象となることを証明した者。

(セレブレイトカードの使用等)

第6条 セレブレイトカードは、新婚夫婦等が2人で協賛店舗等を利用した場合に限り使用できる。

2 協賛店舗等において、サービスを利用する際には、セレブレイトカードを提示すること。

3 セレブレイトカードに署名がないものについては、無効とする。

4 有効期限は、発行日から2年間とする。

5 他人に貸与、譲渡等してはならない。

6 不正使用があった場合は、当該カード使用者に対して返還を求めることができる。

7 セレブレイトカードの交付を受けた者が、セレブレイトカードの紛失又は毀損した場合でも、再発行は行わない。

8 協賛店舗等はセレブレイトカードの使用の申し出があった場合、セレブレイトカードと併せて身分証明書の提示を求めることができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要領は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項によるセレブレイトカードの配付及び第5条第2項による申請の受付は、令和5年7月1日からとする。